

## 令和8年度の住民税（町民税・県民税）の改正のお知らせ

住民税に関する主な改正の内容についてお知らせします。所得税に関する内容については、国税庁のホームページ又は最寄りの税務署にお問合せください。

令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、給与所得控除の見直し、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額に係る要件等の引上げ、大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設が行われました。

### 1 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。

改正前と改正後の比較

給与等の収入金額	改正前の給与所得控除額	改正後の給与所得控除額
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千1円以上180万円以下	給与等の収入金額×40%－10万円	
180万1円以上190万円以下	給与等の収入金額×30%＋8万円	改正なし
190万1円以上360万円以下		
360万1円以上660万円以下	給与等の収入金額×20%＋44万円	
660万1円以上850万円以下	給与等の収入金額×10%＋110万円	
850万1円以上	195万円（上限）	

## 2 各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が 10 万円引き上げられます。

### 所得金額

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

### 収入金額

収入要件（給与収入のみの場合）	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の給与収入金額	103万円	123万円
ひとり親が有する生計を一にする子の給与収入金額	103万円	123万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る給与収入金額	103万円	123万円
勤労学生の給与収入金額	130万円	150万円

## 3 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

従来、納税義務者に 19 歳以上 23 歳未満である特定控除対象扶養親族がいる場合、その納税義務者の前年の総所得金額等から所得税は 63 万円、住民税は 45 万円を控除することとされていましたが、合計所得金額が 58 万円を超える 19 歳から 23 歳未満の親族がいる場合においても、当該親族の合計所得金額に応じた控除が受けられます。

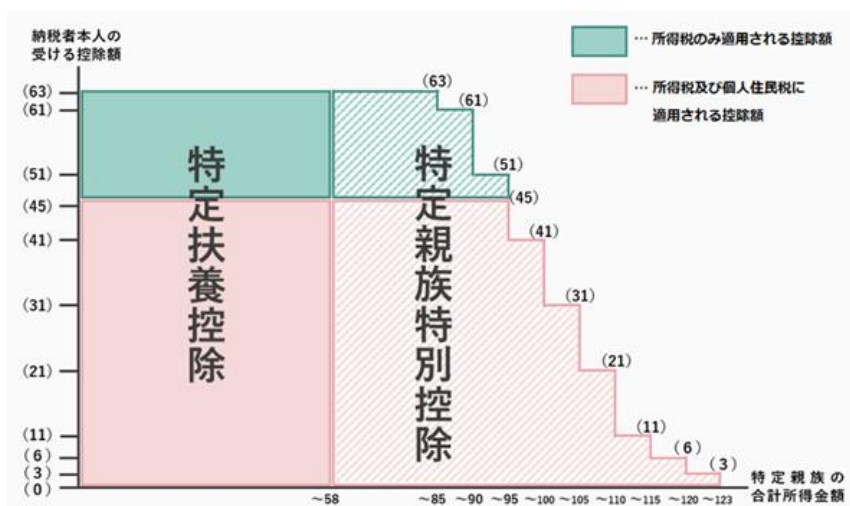
### ○対象者

以下のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者

- ・ 年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）
- ・ 合計所得金額が 58 万 1 円以上 123 万円以下（給与収入のみの場合は 123 万 1 円以上 188 万円以下）
- ・ 控除対象扶養親族に該当しない

扶養親族の合計所得金額	扶養親族の給与収入金額	納税義務者の 特定親族特別控除額
58万1円以上 85万円以下	123万1円以上 150万円以下	45万円
85万1円以上 90万円以下	150万1円以上 155万円以下	45万円
90万1円以上 95万円以下	155万1円以上 160万円以下	45万円
95万1円以上 100万円以下	160万1円以上 165万円以下	41万円
100万1円以上 105万円以下	165万1円以上 170万円以下	31万円
105万1円以上 110万円以下	170万1円以上 175万円以下	21万円
110万1円以上 115万円以下	175万1円以上 180万円以下	11万円
115万1円以上 120万円以下	180万1円以上 185万円以下	6万円
120万1円以上 123万円以下	185万1円以上 188万円以下	3万円

参考イメージ図



#### 4 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の延長

令和7年度から適用された税制改正において、子育て世帯等が認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合に住宅ローン控除の借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、この措置が令和7年中に入居した場合にも延長されました。

次のいずれかの条件に該当した場合に適用できます。

1. 19歳未満の扶養親族を有する者
2. 夫婦のいずれかが40歳未満の者

子育て世帯等（19歳未満の子を有する世帯または、夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が、認定住宅等の新築等をして令和7年中に入居した場合の借入限度額が、下表のとおり上乗せされます。

また、新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限が令和7年12月31日（改正前：令和6年12月31日）に延長されます。

新築・買取再販住宅の種類	子育て世帯等の借入限度額	その他の世帯の借入限度額
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

詳しくは次の国土交通省ホームページをご確認ください。

・国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html)

## 5 住宅借入金等特別控除の控除上限額算定方法の見直し

所得税の基礎控除額引き上げに伴い、控除上限額の算定方法が見直されました。次の1、または2のうちいずれか少ない額が適用されます。

1 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

2

・居住年月日が平成28年1月1日～令和3年12月31日までの場合  
{所得税の課税総所得金額等 + (所得税の基礎控除額 - 48万円)} × 7%

※最高136,500円

ただし、住宅取得にかかる消費税率が5%の場合は、

{所得税の課税総所得金額等 + (所得税の基礎控除額 - 48万円)} × 5%

※最高97,500円

・居住年月日が令和4年1月1日～令和7年12月31日までの場合

{所得税の課税総所得金額等 + (所得税の基礎控除額 - 48万円)} × 5%

※最高97,500円

ただし、特例の延長等に該当する場合は、

{所得税の課税総所得金額等 + (所得税の基礎控除額 - 48万円)} × 7%

※最高136,500円

## 6 寄附金税額控除特例控除額算定方法の見直し（ふるさと納税）

所得税の基礎控除額引き上げに伴い、寄附金税額控除のうち都道府県・市区町村に対する寄附金に適用される特例控除額の算定方法が見直されました。

(寄附額 - 2,000円) × {課税総所得金額 - 所得税との人的控除額の差 - (所得税の基礎控除額 - 48万円)} により算定した額に応じた割合 × 県民税は5分の2、町民税は5分の3 = 特例控除額

所得税の改正については以下のページを御確認ください。

・国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>